

議第60号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条の6第1項中「又は金銭」を削る。

第45条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「によって」を「により」に改め、同項を同条第2項とし、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第45条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第3項とする。

第56条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「によって」を「により」に改め、同項を同条第2項とし、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第56条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第3項とする。

第115条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第115条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第1条の2の3を削る。

附則第1条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例)

第1条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるとき

は、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第2条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の3中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の3中第13項を第14項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第5条の4中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条

第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第6条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第1条の2の3を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する

年の翌年の1月1日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三島市税賦課徴収条例附則第5条の3、附則第5条の4及び附則第6条の2の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士